

「日経平均株主還元株 40 指数」

算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経平均株主還元株 40 指数」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2025 年 11 月 4 日版)

1：概要

「日経平均株主還元株 40 指数」は日経平均株価の構成銘柄のうち株主還元利回りの高い 40 銘柄から構成される時価総額×利回りウェイト方式の株価指数である。

2：名称

正 称： 日経平均株主還元株 40 指数

略 称： 日経株主還元株 40

英文名称： Nikkei 225 Shareholder Return Stock 40 Index

英文略称： Nikkei Shareholder Return 40

3：銘柄の管理

（1）基本事項

- ・日経平均株主還元株 40 指数（日経株主還元株 40）の構成銘柄数は、原則として 40 銘柄とする。毎年 1 月と 7 月の第 7 営業日に構成銘柄の定期見直しを実施する。半年ごとの定期見直しまでの間に生じた臨時の銘柄除外でも、原則として期中は銘柄を補充せず、定期見直し時に規定の銘柄数にそろえ直す。

（2）対象銘柄

- ・指数の対象となる銘柄は、日経平均株価の構成銘柄（ただし、日経業種分類・中分類で銀行、証券、保険、その他金融、不動産に属する銘柄を除く）の中から選定する。

（3）構成銘柄の定期見直し

- ・毎年 5 月と 11 月の最終営業日を「基準日」とする。算出・公表開始以降は以下の方法により 40 銘柄を選定し、基準日の翌々月第 7 営業日の算出に入れ替えを実施する。定期見直しによる銘柄入れ替えは、一定の期間をもって事前に公表する。
- ・基準日時点の対象銘柄の中で、直近の予想配当利回りの上位 70% 以上の銘柄を選択する。なお、基準日時点で決算発表が遅延している銘柄は対象としない。
- ・上記で選択した銘柄を対象に、基準日時点での「株主還元利回り（※）ランキング」を

作成し、以下の①～③の手順で株主還元利回りが高い順に 40 銘柄を選定する。

- ① 基準日の 1 カ月前から遡って過去 3 年間の期間のうち、過去 1 年目、過去 2 年目、過去 3 年目の 3 つの区間の中でそれぞれ自社株買いを実施したかどうかを判定する。過去 3 区間のうち 2 区間以上で自社株買いを実施している銘柄の中から「株主還元利回り」が正の値の銘柄について、現在採用銘柄でランキング順位が 56 位(40 銘柄の 140%) 以内の銘柄を優先的に選び、次いで 40 銘柄に達するまで未採用銘柄の中から選ぶ。
- ② 上記の手順①でも 40 銘柄に満たない場合は、以下の優先順で選ぶ。
 - (1)「株主還元利回り」が正の値の銘柄の中で、過去 3 年の区間のうち 1 区間で自社株買いを実施している銘柄について、現在採用銘柄、未採用銘柄の順
 - (2)「株主還元利回り」が負の値の銘柄の中で、過去 3 年の区間のうち 2 区間以上で自社株買いを実施している銘柄について、現在採用銘柄、未採用銘柄の順
 - (3)「株主還元利回り」が負の値の銘柄の中で、過去 3 年の区間のうち 1 区間で自社株買いを実施している銘柄について、現在採用銘柄、未採用銘柄の順
- ③ 上記の手順②でも 40 銘柄に満たない場合は、過去 3 年で自社株買いを実施していない銘柄の中で現在採用銘柄、未採用銘柄の順に選ぶ。

※ 株主還元利回りは、以下のとおり算出する。

$$\text{株主還元利回り} = \frac{(\text{配当総額} + \text{自社株買い総額} + \text{債務返済総額}) \div 3}{\text{基準日時点の普通株時価総額}}$$

配当総額	基準日から 2 カ月前までに生じた本決算から過去 2 期分の実績配当総額と基準日から 1 カ月前以降を決算期とする予想配当総額（基準日時点における日経の通期予想配当に、自己株式を除く普通株式数から算出）を足した額。決算期変更による変則決算の場合は予想配当を 12 カ月換算して調整。
自社株買い総額	自社株買い総額は、基準日の前月末までの過去 3 年間に買い付けた額。
債務返済総額	純有利子負債（「借入金と社債の合計」－「現金・預金と有価証券の合計」）の 3 期前からの減少額。算出に必要なデータが揃わない場合は、債務返済総額をゼロとして計算する。

（４）構成銘柄の臨時除外

- ・構成銘柄が日経平均株価から除外される場合には、当該銘柄を日経平均株価と同日に除外する。
- ・毎月（３月～５月を除く）の最終証券営業日時点で予想配当がゼロ（無配）に変化している銘柄は、翌月の第７証券営業日に除外する。
- ・原則として銘柄の補充はその都度実施しない。ただし、日経平均株価において当該除外銘柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を採用する場合には、当該新規上場会社を上場日（原則として日経平均株価と同日）に採用する。

（５）過年度遡及分の構成銘柄

- ・遡及算出（後掲４－（７）参照）で用いた構成銘柄は、各年の基準日時点で上記（３）記載の方法で銘柄を選定し、各基準日の翌々月第７営業日に入れ替えを実施している。
- ・ただし、新型コロナ禍で上場企業の多くが業績予想を未定にした 2020 年 5 月末の基準日時点の入れ替えは実施していない。また、変則決算に伴う配当総額の実績値の 12 カ月換算、期中に予想配当がゼロになった銘柄の臨時除外も考慮していない。

４：指数の計算

（１）基本事項

- ・時価総額×利回りウェイト方式で算出する。
- ・2011 年 1 月 13 日（算出基点日）を 10,000 とする。
- ・指数の単位はポイントとし、小数点以下 3 桁目を四捨五入し 2 桁まで表示する。
- ・東証の株価を利用して、1 日 1 回、終値ベースで指数算出する。

（２）計算式

日々の指数値は以下の算式により計算する。

$$\text{指数値} = \frac{\Sigma (\text{株価} \times \text{ウェイト} \cdot \text{ファクター})}{\text{除数}}$$

(3) ウエート・ファクター

- ・指数計算に用いる各銘柄のウエート・ファクター（指数用株式数）は、定期見直しの基準日に次の方法により決定する。小数点以下は切り捨てとする。

$$\text{ウエート・ファクター} = \text{発行済普通株式数} \times \text{予想配当利回り} \div 100$$

① 予想配当利回り（％）

予想配当利回りは基準日時点の日経の通期の予想配当を株価で割り年率換算することによって算出。パーセント換算の値とし、切り捨てで小数点以下2桁。

② ウエートキャップ

定期銘柄選定時に、上記の方法によりウエート・ファクターを決定する際に、特定の銘柄のウエートが指数構成銘柄全体の8%を超える場合は8%以内に収まるようにウエート・ファクターを調整する。

③ 株式分割、株式併合

ウエート・ファクター設定以降、構成銘柄に株式分割、株式併合がある場合は、その比率に応じて当該資本異動の権利落ち日にウエート・ファクターを調整する。

(4) 除数

- ・算出基点日である2011年1月13日の除数は次のように決定する。

$$\text{除数} = \frac{\Sigma (\text{算出基点日の株価} \times \text{算出基点日のウエート・ファクター})}{10,000}$$

- ・算出基点日以降、構成銘柄の銘柄入れ替えの都度、次の計算式で除数を修正する。

$$\begin{aligned} \text{除数（翌日）} &= \text{除数（当日）} \times \\ &\quad \frac{\Sigma (\text{翌日構成銘柄の翌日用基準価額} \times \text{翌日用ウエート・ファクター})}{\Sigma (\text{当日構成銘柄の当日株価} \times \text{当日ウエート・ファクター})} \end{aligned}$$

- ・除数は四捨五入して小数点以下4桁とする。

（５）スピノフ

- ・構成銘柄の株主にスピノフによって独立した会社の株式が割り当てられ、当該銘柄が短期間のうちに新規上場する場合、当該銘柄をスピノフの権利落ち日から上場日まで一時的に指数の算出対象に加え、上場日の翌営業日に算出対象から外す。
- ・一時的に算出対象に加える銘柄の株価は上場して有効な株価が生じるまでの間、公開価格または流通参考値段を用いる。ウェイト・ファクターはスピノフ元の構成銘柄のウェイト・ファクターにスピノフの割当比率を勘案した値を設定する。

（６）指数値の修正

- ・指数値の修正を必要とする事象が後日発生、判明した場合には、原則として、判明以降最初に到来する指数算出日を当該変件事象の発生日として指数計算に反映し、原則として過日にさかのぼっての修正は行わないものとする。

（７）過去遡及分の算出

- ・算出基点日（2011年1月13日＝10,000）まで、終値ベースで遡及計算している。
- ・遡及算出に用いた構成銘柄は、3－（５）記載のとおり。

5：その他

（１）配当込み指数の算出

「日経平均株主還元株40指数」の関連指数として、配当を加味した以下の指数を、日々終値ベースで算出する。

- ・「日経平均株主還元株40指数（トータルリターン）」
- ・「日経平均株主還元株40指数（ネット・トータルリターン）」

配当の取り扱いなど、計算上の基本事項は「日経平均トータルリターン・インデックス」に準拠している。

（２）利用許諾

・「日経平均株主還元株 40」（日経平均株主還元株 40（トータルリターン）および同（ネット・トータルリターン）を含む。以下同様）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は「日経平均株主還元株 40」自体及び「日経平均株主還元株 40」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。「日経平均株主還元株 40」を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供する場合などで「日経平均株主還元株 40」を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。

（３）免責

・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株主還元株 40」（日経平均株主還元株 40（トータルリターン）および同（ネット・トータルリターン）を含む。以下同様）を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、「日経平均株主還元株 40」の計算方法、その他「日経平均株主還元株 40」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

・「日経平均株主還元株 40」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

（４）問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室
メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2025 年 11 年 4 日 版	初版
-------------------	----